

佐賀県主任介護支援専門員研修の受講要件の取扱いについて

この取扱いは、佐賀県主任介護支援専門員研修実施要綱「2. 対象者」中の

- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

について定めたもので、令和3(2021)年度佐賀県主任介護支援専門員研修から適用するものとする。

1 対象となる者

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 専任・兼任を問わず、地域包括支援センターに配置されている者で、介護予防ケアマネジメント業務または包括的・継続的ケアマネジメント業務を行っている期間が通算して5年(60カ月)以上である者。なお、受講要件①で定める従事期間との通算で5年(60カ月)以上となる者も含む。
- (2) 専任・兼任を問わず、介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して5年(60カ月)以上であり、介護支援専門員を対象とした研修の講師を行った経験がある等、指導的立場にある者。

2 実績の証明について

- (1) 上記1の(2)の実績は、研修を実施した機関が「別添様式1」により証明するものとする。ただし、他の文書(研修を実施した機関からの講師を依頼された文書の原本又は原本と相違ない旨を証明した写し等)により実績が確認できる場合は、「別添様式1」の提出を省略することができるものとする。